



平成 22 年 6 月 22 日

各 位

米州開発銀行
株式会社大和証券グループ本社

ブラジル・リアル建『貧困の連鎖を断ち切る 中南米 子育て支援債』発行のお知らせ ～世代を超えて引き継がれる貧困サイクルを断ち切り、次世代へ恩恵をもたらす～

米州開発銀行（以下「IDB」という。格付；Moody's：Aaa / S&P：AAA）ならびに大和証券グループは、IDBの中南米における貧困対策事業を支援する『貧困の連鎖を断ち切る 中南米 子育て支援債』の発行および販売を行うことのお知らせいたします。

「中南米 子育て支援債」はIDBによる初の資金用途を限定した債券であり、本債券の発行により調達された資金は、IDBを通じて、中南米の貧困の削減に向けた経済的および社会的開発を促すために活用されます。本債券はIDBのグローバル・デット・プログラムに基づいて起債されます。なお、本債券はブラジル・リアル建（円貨売買型）で、販売時期は2010年7月に予定されています。

今回の起債にあたって、大和証券キャピタル・マーケット株式会社（大和証券グループのホールセール証券会社）が売出しを行い、大和証券株式会社（同グループのリテール証券会社）が日本の個人投資家に販売いたします。

IDBは中南米の持続的な発展を資金面から牽引する目的で、1959年に設立されました。IDBが提供する資金の内、約4割を貧困緩和プログラムが占めており、例えば、ペルーでは貧困層の母親及び新生児の死亡率低下を図り、他地域でも栄養プログラムの支援等に貢献しています。

IDBはメキシコのオポルチュニダーデス¹（Oportunidades）の一環である条件付現金給付プログラムのような中南米における革新的な貧困緩和プログラムを支援しています。これらのプログラムは、世代を超えて引き継がれる貧困連鎖を断ち切るために、経済的な支援を貧困層に与え、子どもたちの栄養状態や健康基準、そして教育水準の改善を目的としています。

2002年以降、IDBは先駆的な貧困緩和プログラムであるオポルチュニダーデスに対し、40億米ドル以上の融資を実施してきました。オポルチュニダーデスとは、最貧層の栄養状態を改善し、貧

¹ オポルチュニダーデスは教育水準、健康や栄養状態の改善に多大な貢献をしたと外部から評価されています。例えば農村地域では、オポルチュニダーデスからの恩恵により、通常より64%多い子どもたちが5年間の教育を修了、6歳以下の子どもの体調不良期間が20%短縮、生後24ヶ月から71ヶ月までの子どもたちの身長が0.67センチ高くなりました。

困家庭の子どもたちの健康維持や就学を支援するプログラムです。子どもを学校に通わせたり、健康診断を定期的に受けさせたりすることを条件に、貧困家庭へ支援金を給付するものです。現在、IDBは条件付現金給付プログラムを中南米の16諸国で取り組んでいます。

日本の投資家は、「中南米 子育て支援債」への投資を通じて、中南米における貧困削減への取り組みに間接的に貢献することになります。

□ 『貧困の連鎖を断ち切る 中南米 子育て支援債』の概要（予定）

起債通貨	ブラジル・レアル（円貨売買型）
期間	約4年
利率（仮条件）※	年8.10%±0.75%
売出期間	2010年7月6日～2010年7月12日
受渡日	2010年7月15日
償還日	2014年7月24日

※利率は、仮条件の範囲外となる可能性もあります。

■ 米州開発銀行について

IDBはラテンアメリカ・カリブ海諸国における社会・経済開発のみならず貿易や地域統合を促進するための多国間開発金融機関です。IDBの活動の主な目的は、貧困削減や貧富格差の改善、そして、持続的な経済発展の支援等があります。

IDBグループは米州開発銀行、米州投資公社（IIC）および多数国間投資基金（MIF）から構成されています。IICは、民間中小企業の支援を目的としているのに対し、MIFは民間投資の促進を図る目的で、主に小規模事業を対象に助成や投資を行う基金です。

以 上

【手数料等およびリスクについて】

◇手数料等の諸費用について

- ・ 債券をお買い付けいただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ・ 外貨建債券につきましては、外国証券取引口座設定申込書を取りかわし、口座管理料[通常、年間3,150円(税込)]を別途お支払いいただく必要がございます。

◇ご投資にあたってのリスク等

- ・ 債券の価格は金利変動等により上下しますので、償還前に売却する場合には、投資元本を割込むことがあります。
- ・ 外貨建債券は、円換算した価値が、利金・償還金として支払われる外貨の円に対する為替水準により上下しますので、これにより投資元本を割込むことがあります。
- ・ 債券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割込むことがあります。

◇ご投資にあたっての留意点

- ・ 商品毎に手数料など諸費用およびリスク等は異なりますので、契約締結前交付書面、目論見書等をよくお読み下さい。

商号等： 大和証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会： 日本証券業協会、社団法人日本証券投資顧問業協会、
社団法人金融先物取引業協会

大和証券
Daiwa Securities

広告等における表示事項

(金融商品取引法第37条に基づく表示事項)

本書面と一緒にご提供いたします各資料に記載した情報に基づき弊社とお取引いただく場合は、次の事項に十分ご注意ください。

- ・ お取引にあたっては、商品の購入対価の他に、個々のお取引ごとに、あらかじめお客様と弊社との間で決定した売買手数料^(注)をいただきます。また、購入対価に含まれる場合や手数料をいただかないお取引もありますので、お取引の都度、ご確認ください。なお、非居住者のお客様につきましては、有価証券をお預かりする場合には、最大で1年間に2百万円(税込)の常任代理人手数料をいただく場合があります。
- ・ デリバティブ取引や信用取引等の場合、あらかじめお客様と弊社との間で決定した担保や委託保証金を差し入れていただく場合があります。その場合、お取引の額は、通常、差し入れていただいた担保や委託保証金の額を上回ります。
- ・ 金利水準、為替相場、株式相場、不動産相場、商品相場等の変動に伴い、金融商品の市場価格が変動すること等によって、損失が生じるおそれがあります。また、お取引の内容によっては、損失の額が差し入れていただいた担保や委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- ・ 弊社がご案内する店頭デリバティブ取引の売付け価格等と買付け価格等には差がある場合があります。
- ・ 金融商品の経理、税務処理については、事前に監査法人等の専門家に十分にご確認ください。

(注) 売買手数料の額は、その時々々の市場状況や個々のお取引の内容等に応じて、お客様と弊社との間で決定しますので、本書面上にその額をあらかじめ記載することはできません。

なお、実際のお取引にあたっては、必ず契約締結前交付書面等をよくお読みになり、お客様のご判断と責任に基づいてご契約ください。

商号等： 大和証券キャピタル・マーケット株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第109号

加入協会： 日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会

大和証券キャピタル・マーケット

Daiwa Securities Capital Markets